

佐賀県人事委員会告示第2号

不利益処分についての審査請求に関する手続規程（昭和38年佐賀県人事委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和2年2月28日

佐賀県人事委員会委員長 中野哲太郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第1号</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>(注) 1・2 略</p> <p>3 代理人によって審査請求をする場合は、<u>審査請求人名</u>を記入し、併せて代理人が署名し、又は記名押印すること。また、代理人選任届（様式第3号）<u>及び委任状</u>を正本に添付すること。</p> <p>4・5 略</p>	<p>様式第1号</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>(注) 1・2 略</p> <p>3 代理人によって審査請求をする場合は、<u>審査請求人氏名</u>を記入し、併せて代理人が署名し、又は記名押印すること。また、代理人選任届（様式第3号）を正本に添付すること。</p> <p>4・5 略</p>
<p>様式第2号</p> <p>略</p> <p>(注) 1 略</p> <p>2 代理人によって届出をする場合は、<u>審査請求人代理人</u>として代理人が署名し、又は記名押印すること。</p>	<p>様式第2号</p> <p>略</p> <p>(注) 1 略</p> <p>2 代理人によって届出をする場合は、<u>審査請求人氏名</u>を記入し、併せて代理人が署名し、又は記名押印すること。</p>
<p>様式第3号</p> <p>略</p> <p>(注) <u>1 代理権の範囲を明確に記載した委任状を添付すること。</u></p> <p><u>2～4</u> 略</p>	<p>様式第3号</p> <p>略</p> <p>(注)</p> <p><u>1～3</u> 略</p>
<p>様式第4号</p>	<p>様式第4号</p>

改正前	改正後
<div data-bbox="232 252 1106 296" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>(注) 1 略 2 代理人によって申請をする場合は、<u>審査請求人代理人として代理人が署名し、又は記名押印すること。</u></p>	<div data-bbox="1155 252 2024 296" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>(注) 1 略 2 代理人によって申請をする場合は、<u>審査請求人氏名を記入し、併せて代理人が署名し、又は記名押印すること。</u></p>
<p>様式第5号</p> <div data-bbox="232 523 1106 568" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>(注) 1 略 2 <u>審査請求を取り下げる権限を委任する場合には、代表者の権限を明確に記載した委任状を添付すること。</u> 審査請求を取り下げる権限を委任しない場合には、(審査請求を取り下げる権限を含む。)の文言を抹消すること。 3 略</p>	<p>様式第5号</p> <div data-bbox="1155 523 2024 568" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>(注) 1 略 2 審査請求を取り下げる権限を委任しない場合には、(審査請求を取り下げる権限を含む。)の文言を抹消すること。 3 略</p>
<p>様式第6号</p> <div data-bbox="232 912 1106 957" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>(注) 1 略 2 代理人によって答弁(反論)する場合は、<u>処分者(審査請求人)代理人として代理人が署名し、又は記名押印すること。</u> 3・4 略</p>	<p>様式第6号</p> <div data-bbox="1155 912 2024 957" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>(注) 1 略 2 代理人によって答弁(反論)する場合は、<u>処分者(審査請求人)氏名を記入し、併せて代理人が署名し、又は記名押印すること。</u> 3・4 略</p>
<p>様式第7号</p> <div data-bbox="232 1232 1106 1276" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>(注) 1・2 略 3 代理人によって申請する場合は、審査請求人(処分</p>	<p>様式第7号</p> <div data-bbox="1155 1232 2024 1276" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>(注) 1・2 略 3 代理人によって申請する場合は、審査請求人(処分</p>

改正前	改正後
<p>者) <u>代理人として代理人</u>が署名し、又は記名押印すること。</p> <p>様式第10号 略</p> <p>(注) 1・2 略 3 代理人を選任しようとするときは、選任届(様式第3号) <u>及び委任状</u>を提出すること。</p> <p>様式第11号 略</p> <p>(注) 1 略 2 審査請求を取り下げる権限の委任を受けている代理人(<u>代表者</u>)によって取り下げる場合は、<u>審査請求人代理人(代表者)</u>として代理人(<u>代表者</u>)が署名し、又は記名押印すること。</p> <p>様式第12号 略</p> <p>(注) 1・2 略 3 代理人によって再審請求をする場合は、<u>再審請求人名</u>を記入し、併せて代理人が署名し、又は記名押印すること。また、代理人選任届(様式第3号) <u>及び委任状</u>を添付すること。 4 略</p>	<p>者) <u>氏名を記入し、併せて代理人</u>が署名し、又は記名押印すること。</p> <p>様式第10号 略</p> <p>(注) 1・2 略 3 代理人を選任しようとするときは、選任届(様式第3号) <u>を提出すること。</u></p> <p>様式第11号 略</p> <p>(注) 1 略 2 審査請求を取り下げる権限の委任を受けている代理人によって取り下げる場合は、<u>審査請求人氏名</u>を記入し、<u>併せて代理人</u>が署名し、又は記名押印すること。</p> <p>様式第12号 略</p> <p>(注) 1・2 略 3 代理人によって再審請求をする場合は、<u>再審請求人氏名</u>を記入し、併せて代理人が署名し、又は記名押印すること。また、代理人選任届(様式第3号) <u>を添付すること。</u> 4 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の不利益処分についての審査請求に関する手続規程(以下単に「規程」という。)の様式により提出された書類は、この告示による改正後の規程の様式により提出されたものとみなす。